

事務連絡  
平成18年3月10日

都道府県介護保険担当主管課（室） 御中

厚生労働省老健局計画課

地域密着型サービスの介護給付費の加算の届出等について

介護保険制度の円滑な推進については、種々ご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、地域密着型サービスの介護給付費の加算の届出等については、別紙の取扱いとする予定です。

都道府県におかれましては、管下の市町村等に対しまして、本資料を速やかに配布していただきますとともに、市町村における同届出等に係る事務が円滑に行われるよう隨時ご指導いただきますようお願いいたします。

照会先  
厚生労働省老健局計画課 埼田  
TEL 03-5253-1111(内線 3929)

## 地域密着型サービスの介護給付費の加算の届出等について

- 地域密着型サービスの介護給付費の加算に係る届出については、居宅サービス等と同様、次のとおりとする予定であるが、平成18年4月から算定を加算する届出（※の部分）については、制度の円滑な施行を図る観点から、同年3月25日までに届出を行えば算定を開始することが可能な取扱いとする。
- また、みなし指定に係る地域密着型サービス（認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）については、事業所の指定情報等は都道府県から市町村に移管前であるが、都道府県と連携を図りつつ、市町村において届出の受付を行う。
- なお、加算の届出に係る国保連合会に対するデータ提供等については、介護制度改革インフォメーション vol. 56「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（訂正2）」の資料6を参照されたい。

サービス区分	届出日	加算算定開始月
○夜間対応型訪問介護 ○認知症対応型通所介護 ○介護予防認知症対応型通所介護	毎月15日以前（※）	翌月
	毎月16日以降	翌々月
○認知症対応型共同生活介護 （短期利用型を含む。） ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護 （短期利用型を含む。）	届出受理日が月の初日	当該月
	届出受理日が月の初日以外	翌月

注) 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護については、加算の届出は不要（職員の欠員による減算のみ）であるため上記から除いている。